

地域まちづくりを  
進めたいあなたへ

横浜市

災害の時に  
安全な道が  
いいね

地域まちづくり

支援制度

って知って  
いますか?

賑わいのある  
活気あふれる  
まちにしよう!

住み良いまちね  
ずっと守っていきたいね

こんなまちに  
なりたいなあ

# 地域まちづくりの流れ

「横浜市地域まちづくり支援制度」は、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき定められたものです。地域の課題解決や魅力向上など、身近な地域のまちづくりに関する活動を行おうとする皆さんに対して様々な相談を受けるとともに、まちづくりコーディネーター派遣や活動費助成、整備するための事業費などの支援を行う制度です。

## こんなまちを つくりたい!



～きっかけは、色々なところにある!

自分の住んでいる「まち」を見回せばいろいろな魅力や課題が見えてきます。何が?どんな所が?まずそこから話し合いを始めます。



### 出前塾

市の職員が地域に出向いてまちづくりの制度等に関する説明を行います。

登録グループ

## まちについて考えてみよう 活動の輪を広げよう

～勉強会など

分からないことがあれば、勉強会や、まち歩きをしてみると自分のまちへの理解が深まります。仲間を集め、まちづくりの関心を深めて、活動の輪を広げていきます。



支援内容

<b>A</b> コーディネーターを勉強会ごとに派遣	<b>C</b> 活動費の助成
-------------------------------	--------------------

ステップ1

プラン・ルールづくり

## 具体的にまちの 将来像を考えよう

何が問題になっているのか?将来どんなまちにしたいのか?それを実現するためには何をやる?...などについて意見をまとめていきます。

支援内容

<b>A</b> コーディネーターを勉強会ごとに派遣	or	<b>B</b> コーディネーターを年間を通して派遣
<b>C</b> 活動費の助成		

ステップ2

プラン・ルールづくり

## まちづくりの プラン・ルールを つくろう



意見を実現化するために地域住民や関係者と話し合いながら、プランやルールを作っていきます。

支援内容

<b>A</b> コーディネーターを勉強会ごとに派遣	or	<b>B</b> コーディネーターを年間を通して派遣
<b>C</b> 活動費の助成		

## つくった プラン・ルールを 運用しよう

まちの安全性を高めよう!

身近な通路や広場など、地域の環境を地域まちづくりプランに基づき整備しよう!

支援内容

<b>D</b> 事業費の助成
--------------------

魅力的なまちにしていきたい!

建物の建て方や緑化など、地域で作ったルールを守っていこう!  
...など。

みんなで「まちづくり」を進めていこう!



これからも継続してがんばろう!

まちづくりはみんなで進めていこう

地域まちづくりグループ登録をすると支援が受けられるのね

4ページもみてね

プランやルールができるともっとまちづくりが進めやすくなります

5ページをみてね

# プランやルールなどを作るための 活動を支援します。

Plan



Rule



## 支援内容

A

コーディネーターを  
勉強会ごとに派遣

- 必要に応じて原則12回/年度まで
- 通算5か年度まで
- 対象活動：プラン・ルールに関する検討など  
(5ページをご覧ください)

B

コーディネーターを  
年間を通じて派遣

- 通算3か年度まで
- 対象活動：組織認定に向けた合意形成等に関する活動、アンケート調査、プラン・ルール案の作成、まちづくりニュース・パンフレットの作成への支援、地権者情報の提供 等

C

活動費の助成

- 上限30万円/年度 (助成額は対象経費の4/5以内)
- 通算5か年度まで
- 対象活動：プラン・ルールに関する検討など
- 対象経費：まちづくりニュース等の印刷費、勉強会等の実施に必要な会場使用料・講師謝礼、事務連絡の郵送費等

D

事業費の助成

- 地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業の整備費が対象
- 上限は原則500万円/年度 (原則助成額は対象経費の9/10以内)
- 通算3か年度まで
- 対象経費：設計費、工事費、工事監理費

## まちづくりコーディネーターとは？

まちづくりコーディネーターは、プラン・ルールづくりだけではなく組織づくり、活動の進め方、広報の仕方、プラン・ルールなどの運用のノウハウまでアドバイスする、市に登録した専門家のことです。専門的知識や資格を持つ各分野の専門家が登録しています。勉強会などを開いて、まちづくりコーディネーターと一緒にまちづくりについて考えてみましょう。



※市の予算の範囲内で助成します。



## 支援の対象は？



地域まちづくり活動団体が対象です。

### 地域まちづくり活動団体とは？

- 地域まちづくりグループ
- 建築協定運営委員会
- 地域まちづくり組織

### 地域まちづくりグループになるには？

- 地域まちづくりに関する活動を目的とし、5人以上の市民等で構成する団体が登録できます。
- 登録には、会則、名簿、活動対象地域図、活動計画書の提出が必要です。
- 登録の有効期間は2か年度で、延長可能です。
- 市のホームページなどで紹介されます。

### 地域まちづくり組織になるには？

- 地域住民等の多数の支持を得た団体は、地域まちづくり組織として認定を受けることができます。
- 登録の有効期限は3か年度で、延長可能です。
- 地域まちづくり組織として認定を受けると、地域まちづくりプランや、地域まちづくりルールの認定を受けることができます。

### グループや組織の情報

詳しくは、市のホームページへ

または

## 支援の対象になる活動とは？



次のような活動が対象です。

- 組織の設立等の検討
- プラン、ルールの検討（5ページをご覧ください）
- 都市計画提案の検討
- 市街地開発事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業など）等の検討
- まちの不燃化推進事業の検討

## まちづくりのプランとは?

まちづくりのプランは、「将来、まちがこうなってほしい」という地域の皆さんの思いを形にし、実行するために図と文章にまとめたものです。

横浜市では、皆さんが作ったプランを「地域まちづくりプラン」として、認定する制度があります。

### メリット

認定された地域まちづくりプラン等に基づき整備する場合、助成金を受けることができます。(3ページをご覧ください)

支援内容

D  
事業費の助成

詳しくは市のホームページへ

## まちのルールってどんな種類があるの?

街並みや住環境について、地域の皆さんで守るルールを定めることができます。

### 支援の対象となるルールの種類と特徴

共通して建物や敷地についてルールを決めることができます。

#### 建築協定

建物や敷地についてのルールを決められます。

#### 景観協定

街並みや景観について幅広い内容を決められます。

地域の皆さんが運用します

#### 地域まちづくりルール

生活環境等のルールを含めて幅広い内容を決められます。

地域の皆さんと横浜市で運用します

#### 地区計画

工作物や緑のルールについても決められます。

#### 景観計画

街並みや景観のルールを決められます。

横浜市が運用します

詳しくは市のホームページへ

発行：平成 25 年 3 月（増刷：令和 2 年 1 月）

横浜市都市整備局地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話 045-671-2696 FAX 045-663-8641

※令和 2 年 4 月 13 日より、次の住所に移転します。

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10（電話、FAX は変更ありません）

デザイン：(株)Allstaff